

大磯町第五次総合計画基本構想について

大磯町総合計画策定条例（令和元年大磯町条例第22号）第7条の規定に基づき、大磯町第五次総合計画基本構想を別紙のとおり定める。

令和2年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄



別 紙

# 大磯町第五次総合計画

## 基本構想

大 磯 町

## 第1章 基本構想の目的

基本構想は、大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするものです。

また、町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民等と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すものです。

## 第2章 基本構想の期間

第五次総合計画基本構想は2030年度（令和12年度）を目標年度とし、2021年度（令和3年度）からの10年間とします。

## 第3章 まちの将来像

### 「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、その価値を高めながら、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とします。

## 第4章 まちづくりの基本理念

まちの将来像の実現に向け、「郷土の誇りとくらしの親和」「つながりと創生」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めます。

### ■郷土の誇りとくらしの親和

私たちの大磯町は、先人たちから受け継いだ高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治期に発展した邸園文化などに恵まれ、郷土への愛着や誇りの源となっています。この郷土の誇りを次世代に引き継ぎ、環境と親和したまちづくりを行っていくことは、私たちの使命であり責任でもあります。一方で自然環境の豊かさは、近年頻度と激しさを増す自然災害とも表裏一体のものです。

これからのまちづくりは、環境と親和するくらしを築き上げていくことが重要になってきます。自然の循環に負荷をかけない質を重視した生活を広め、美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に、新しい息吹を吹き込みながら、未来につながる郷土の誇りと安全・安心なくらしとの親和が図れるまちづくりを推進していきます。

## ■つながりと創生

人口減少・少子・超高齢社会の到来と情報化社会の進展に伴い、地域のつながりが薄れつつあり、まちの活力を維持していくためには、町民一人ひとりがまちや地域への愛着と誇りを持ち、まちづくりに積極的に参加することが重要となってきます。

「住んでみたい」、「住み働きたい」、「いつまでも住み続けたい」と思える大磯を創っていくために、町民一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げることで、新しい創造や活力が生まれます。

こうした町民の力を背景に、町民、行政、事業者がみんな情報共有し、力を合わせるつながりと創生の協働社会を築き、くらしの豊かさを分かち合うことができるまちづくりを推進していきます。

## 第5章 将来人口

人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、大磯町人口ビジョンでは、目標年度とする2030年（令和12年）の将来人口は約2万8,000人になり、その後も人口減少の傾向は続くものと見込んでいます。

今後、人口減少の進行を抑制することを基本に、自然動態（合計特殊出生率の向上）と社会動態（転入促進、転出抑制）の両面から各施策を積極的に推進することにより、人口ビジョンで設定した目標を達成するため、総合計画の目標年次である2030年度（令和12年度）の目標人口を3万人とします。

## 第6章 産 業

社会経済情勢に柔軟に対応した産業の活性化を図り、町内外における様々なつながりを生かし、地域の産業全体が持続可能で活力あるものとなるよう取組みを進めます。

農林漁業については、多様な担い手の確保や育成による生産力の維持・向上を図るとともに、農地や山林の保全・再生・活用、地場産物の消費拡大、生産物の付加価値向上への取組みを進めることで活性化を図っていきます。

商工業については、事業承継や担い手の発掘・確保、経営環境の改善や経営基盤の強化に向けた取組みを図るとともに、本町の自然や歴史・文化などの地域資源を活用した取組みを進めることで活性化を図っていきます。

これらの地域産業と町内への交流や周遊をもたらす観光の取組みとの連携を図り、地域経済循環を向上させるよう取り組んでいきます。

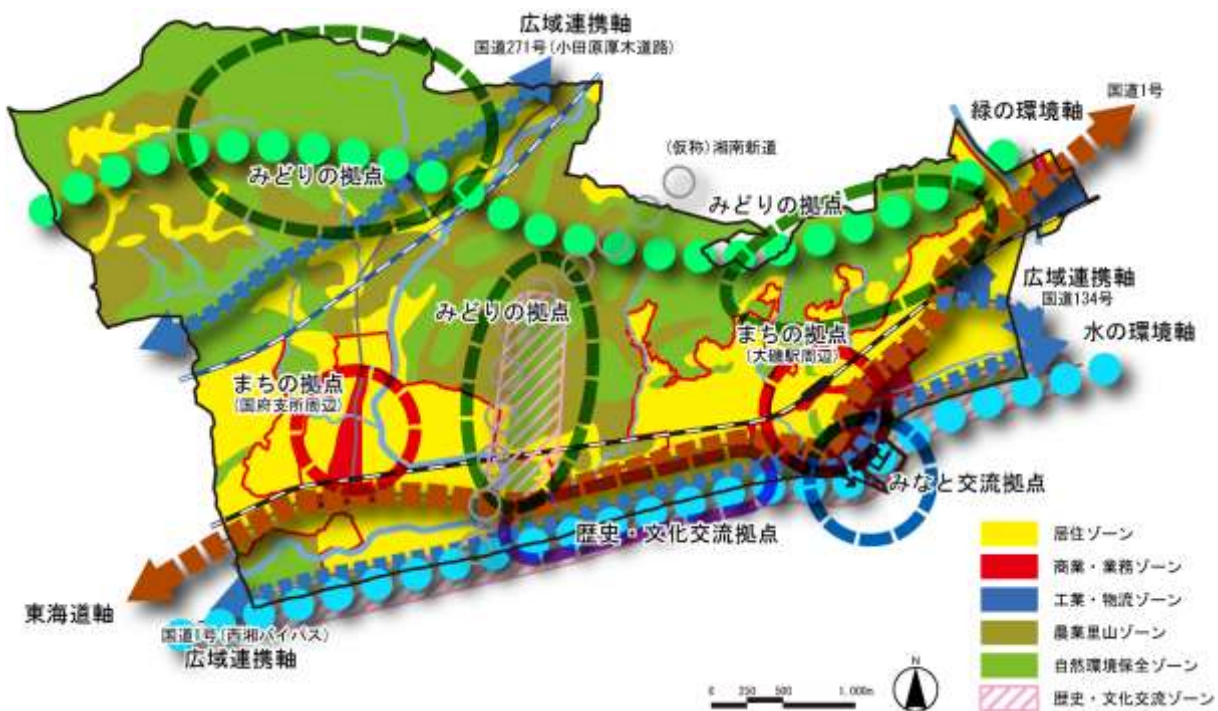
## 第7章 土地利用構想

土地利用構想は、まちの将来像の実現に向け、都市機能のあり方や町域の特性に応じた発展を図るための土地利用の方向性を示すものであり、将来のめざすべき町の姿を概念的に示し、都市計画法に基づく都市マスタープランを包含するまちづくり基本計画の基礎となるものです。

土地利用構想では、地形的にコンパクトである市街化特性を生かすとともに、現在の環境を将来にわたり持続していくため、自然資源や田園資源のゾーニングを行っていきます。

また、都市圏連携と円滑な都市活動、歴史的な背景による都市軸や環境軸を位置付けながら都市間、地域間ネットワークや防災力の強化を進めていくとともに、大磯、国府の2つの都市機能、みどりや交流といった既存資源を生かした拠点を配置することで、持続可能なまちづくりをめざします。

### ■ 将来都市構造図



## 第8章 施策の大綱

まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて、「郷土の誇りとくらしの親和」と「つながりと創生」の2つの基本理念のもと、次のとおり5つの方針をまちづくりの柱に据え、施策を展開していきます。

### 柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらせるまちづくり

少子高齢化の急速な進展や、自然災害や感染症への関心が高まる中で、町民の安全安心なくらしをしっかりと支える基盤や地域における支え合いを促進します。

<b>安全なまちづくりの推進</b>	<p>地震や津波、集中豪雨、火災などの様々な災害の発生に備えた防災・減災対策を徹底し、災害から町民の命と財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、自助・共助・公助の考えの下、地域の防災対策を充実し、災害に強いまちづくりをめざすとともに、消防・救急体制の整備と予防体制の充実を推進します。感染症のまん延も災害の一種と捉え、予防対策と危機管理体制の充実を図ります。</p> <p>また、地域ぐるみの交通安全、防犯、消費者保護への対策を推進し、町民生活の安全確保を図ります。</p>
<b>子どもを産み育てやすい環境づくりの推進</b>	<p>子育て世代が未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目なく地域社会全体で子どもたちの成長を支えるための教育・保育への環境づくりと、子育て世代のニーズに合った多様な子育て支援機能の充実を図ります。</p>
<b>健康と生きがいづくりの推進</b>	<p>町民一人ひとりがこころと体の健康の大切さを自覚し、健康づくりを意識した生活を送ることができるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康増進や疾病予防に対する支援を行い、健康寿命の延伸をめざすとともに、医療機関との広域連携などを図り、町民が安心できる医療体制を確保します。</p> <p>また、世代間交流や地域のボランティア活動など、高齢者の社会参加機会の充実を図り、住み慣れた地域の中でいきいきとくらせる地域づくりや仲間づくりを促進します。</p>
<b>こころふれあう共生社会の推進</b>	<p>高齢者や障がいを持つ人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような支援を進めます。</p> <p>また、少子高齢化が進む中、町民一人ひとりの多様な生活ニーズに柔軟に対応し、町民が将来にわたり安心して生活を送れるよう、地域での支え合い、助け合いの仕組みをつくり、共生社会の推進を図ります。</p>

## 柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり

地域の生活課題が多様化する中、官と民の垣根を取り払い、町民の地域に貢献したいという思いを結集し、その力や知恵を生かしていくことで、幅広い分野での協働によるまちづくりをめざします。

### 交流と協働のまちづくりの推進

世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行い、町民が主体となり地域の課題に取り組むなど、コミュニティ活動の活性化を図ります。  
また、一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げ、町民等との交流・協働型のまちづくりをめざします。

### 開かれた町政と情報化の推進

高度情報化によるICTの活用など、様々な手段や機会を通じて、広報・広聴活動を充実するとともに、町民と行政がお互いにコミュニケーションを取り、町政運営やまちづくりに関する情報共有を図ります。

### 持続可能な行財政の運営

中長期的な視点に立ち、将来あるべき姿に至るための課題に計画的に取り組むとともに、持続可能な行財政運営に努めます。  
また、時代の変化に即した行政サービスを提供するため、民間経営の視点や自治体間の広域連携、未来技術の活用など、積極的に行財政改革を推進します。



## 柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり

先人が遺した自然や歴史・文化との関わりを大切にし、住み続けることに楽しさや生きがい、充実した人生を実感できる快適なくらしの実現を図ります。

### 身近な自然環境 空間の形成

自然と調和した歴史・文化資源とともに、高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、遺された優れた自然環境の保全・再生に努めます。

また、海岸や河川、里山などの人と自然とがふれあい、楽しめる環境づくりを推進します。

### 良好な地域環境 と循環型地域社会の形成

町民、行政、事業者などが適切な役割分担と連携のもと、環境保全や美化活動の促進を図るとともに、河川管理や公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及による河川等の水質保全、環境に負荷の少ないくらしや、再生可能エネルギーと省エネルギーの普及促進を進め、地域環境の保全と意識向上を図ります。

また、あらゆる主体が協力し、家庭や事業所における廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用を進める循環型社会の形成を推進するとともに、一般廃棄物の広域処理を推進します。

### 魅力ある快適な くらし空間の形成

ゆとりや快適さが確保されたくらしやすい住まいの場や、魅力ある町並みを整備するとともに、空き家等の利活用を促進し、住み心地の良さを感じることのできるまちづくりを推進します。

また、大磯港「みなとオアシス」、明治記念大磯邸園や旧吉田茂邸などの交流拠点を太平洋岸自転車道等をつなぎ、一体的に活用することにより、ふれあい交流の空間として、町の魅力を高めていきます。

## 柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり

次代を担う子どもや若者に対する教育を充実し、これらの世代はもとより町民一人ひとりの郷土への愛着や誇りを醸成し、一人ひとりの個性を尊重し、多様性のあるまちづくりを推進します。

### 次世代を担う人づくりの推進

学校、家庭、地域が一体となって、次世代を担う子どもたちをみんなで育てます。子ども一人ひとりの教育ニーズに対応し、子どもたちが生きる力を身につけるよう、時代の変化に対応した特色ある教育内容や教育環境の充実を図り、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育を推進します。

また、地域の人たちとの様々な関わりの中で、青少年が自主的に参加できる社会参加活動や体験学習などを通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

### つながりを育む生涯学習の推進

町民の一人ひとりが生涯にわたり、自由に学習機会を選択し、ともに学ぶことができるように、学習機会や学習情報提供の充実を図ります。

また、町民主体の地域に根ざした文化・芸術活動が行われる環境づくり、学びを通じて地域に生かす心豊かな人づくり、人とのつながりを広げるまちづくりを推進します。

### 誰もが尊重される社会づくりの推進

町民一人ひとりが互いを認め合うとともに、人権意識を高め、性別、年齢、人種等に関わりなく、あらゆる分野で個性や能力が発揮できる、差別や偏見のない思いやりと多様性のあるまちをめざし、人権教育や啓発活動を推進します。

### 先人から引き継いだ文化の継承と活用

文化財や伝統文化など、先人から引き継いだ文化に愛着と誇りを持ち、次世代へ継承するとともに、様々なまちづくりの分野での活用を推進します。

また、様々な文化活動を支援し、講座や学習機会の充実を図ることにより、本町の香り高い文化価値の再評価につなげます。

## 柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり

町内の自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、様々な活力をもたらす交流の拡大を図ることで、本町の産業の可能性を引き出すとともに、これらの事業や活動を展開していく多様な機会や場の創出につなげ、まちの活性化をめざします。

### 生活を支える交通基盤の形成

安全かつ円滑に移動できるように、長寿命化計画等に基づき町道の計画的な維持管理保全や改良、整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の改良、整備を促進します。

また、誰もが気軽に外出できるように、町民ニーズを踏まえたこれからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組めます。

### 地域の特性を生かした産業の活性化

地域経済の活力を生み出すため、産業基盤への支援を進めるとともに、自然や歴史・文化などの地域資源を生かした観光施策や金融機関などと連携し、活力ある産業振興を図ることで、地産地消の拡大や後継者及び担い手の育成に努めます。

### 地域資源を生かした特色ある観光の推進

恵まれた自然や歴史・文化といった本町が持つ地域資源の魅力を積極的に発信するとともに、民間資本とも連携した中で地域資源を幅広く活用し、「食べる」「買う」「泊まる」といった消費行動へとつながる機会や場を生み出すことで、地域経済循環の向上を図り、大磯らしい潤いを創出します。